

あいち地域日本語教育コーディネーター設置要領

第1 目的

この要領は、あいち地域日本語教育推進センター（以下「センター」という。）における地域日本語教育の推進に関する業務を行うための、「あいち地域日本語教育コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

第2 定義

この要領において、「コーディネーター」とは、地域や外国人の特性等に対応した教育プログラムを構想し、県内の地域日本語教育関係者への指導・助言等を行う者をいう。

第3 委嘱

コーディネーターは、次のいずれかに該当する者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 文化庁「地域日本語教育コーディネーター研修」の修了者又はそれに相当する実務経験がある者
- (2) 大学、専門学校、日本語学校、外国人学校、企業等のいずれかにおいて、日本語教育を行った経験を有する者
- (3) センターが実施する地域日本語教育の推進に必要な日本語教育の知識・経験を有する者

第4 業務

コーディネーターの業務の実施場所及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 業務の実施場所
県内市町村、県内市町村国際交流協会、NPO法人、企業等が主催している地域の日本語教室等
- (2) 業務の内容
 - ア 地域日本語教育の体制づくりに関する指導・助言等
 - イ 市町村における地域日本語教育の整備・体制づくりに向けた調整
- (3) 業務終了毎に、センター長に対して、速やかに報告を行うものとする。

第5 あいち地域日本語教育コーディネーターの謝金及び旅費

コーディネーターに対して支払う謝金及び旅費は、別で定める。

第6 あいち地域日本語教育コーディネーターの遵守事項

- (1) あいち地域日本語教育コーディネーターは、業務によって知り得た情報を他に漏らしてはならない。あいち地域日本語教育コーディネーターでなくなった後においても、同様とする。
- (2) あいち地域日本語教育コーディネーターは、公正な立場で業務を行わなければならぬ。

第7 あいち地域日本語教育コーディネーターの解嘱

あいち地域日本語教育コーディネーターが不正・不適切な行為や不当な指導を行った場合は、知事は解嘱することができる。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、あいち地域日本語教育コーディネーターの派遣に
関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年8月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。